

第二十六回
參議院商工委員會會

第三十一號

昭和三十二年五月十一日(土曜日)午後
零時四分開会

出筋者は主の通力

委員長 松澤 兼人君

古文
音三書

- 技術士法案(内閣提出、衆議院送付)
- 参考人の出席要求に関する件

西川弥平治君
阿具根 登君
近藤 信一君
青柳 秀夫君

○委員長(西川君) こゝより委員会を開会いたします。
まず、輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑がおありの方は、順次御発言を願います。

（第2回）
会を開会いたします。
まず、輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑がおありの方は、順次御発言を願いま
す。

のこの改正法につきましては、やや表現のむずかしいような点もありまするし、われわれも十分に説明をしていないかった業界も実はありましたので、もちろん私自身はお会いをいたなかつたのでありまするが、課長なり事務官から十分その法案の趣旨を御了解願う意味におきまして、説明に伺つたのでありますまして、決してこう願いたいとかいうふうなお願いをした事実はないのでありますて、法案の趣旨を誤解のないようにして、いただくために、説明をいた

方からそういうようなことに行くと
うことは、いろいろと私は誤解を生ず
ると思います。そういう点、どうも私
どもは納得いかないのでですが、そうい
うことが許されいいかどうか、通商
局長はどうお考えになるのですか。
○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま
申し上げましたように、何らお願いに
伺つたことはないわけであります。た
だ、誤解に基くいろいろな意見がある
やにも聞きましたので、誤解だけは解
く必要があるということで説明に向つ

たと言わわれた方は、一、二あつたといふうに聞いておりますけれども、決してそういうその意見を曲げたり、あるいはお願いに行つたとか、ということは絶対ないつもりであります。

方からそういうようなことに行くといふことは、いろいろと私は誤解を生ずると思います。そういう点、どうも私どもは納得いかないのですが、そういうことが書かれていいかどうか、通商局長はどうお考えになるのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま申し上げましたように、何らお願いに伺つたことはないわけあります。ただ、誤解に基くいろいろな意見があるにも聞きましたので、誤解だけは解く必要があるということで説明に伺つただけであります。また、向うからも説明に来てくれるようという申し出があつたところもありましたので、伺つたのでありますて、決してお願いになり、あるいは意見を変えてもらひたために、あるいは役所の都合のよいような発言をしていただくためには、どうも行かなかつたのでありますて、担当官が説明に参りますときにも、私はぐれぐれもそういう誤解を。先生が今おつしやつたような誤解を受けてもいけませんので、事務当局としての単純な法案の説明をして、いやしくもお願ひをするとか、あるいは違つた意見を言わることは困るといふようなことのないようにといふことは、ぐれぐれも注意をしておきましたし、また、実担当官が行つたのでございますが、決してそういうお願ひをしたとは私は思つておりません。ただ、説明をいたしました結果、それは、自分らはえらく誤解をしておつた、それでよくわかつたと言われた方は、一、二あつたといふふうに聞いておりますけれども、決してそういうその意見を曲げたり、あるいはお願ひに行つたとかいうことは絶対ないつもりであります。

○近藤信一君 誤解をしておられたから、その誤解を解きに行つたと、こう言われるが、まだ参考人の意見も聞かないうちから、誤解しておるかどうかということは、私はわからないと思う。たとえ誤解をしておつても、それを解くということであれば、意見を聞いてからその誤解を解くべきじやないか、こういふように私は考えるが、その点いかがですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今度の法案の制定につきましては、輸出入取引審議会、その他かなりの業界の意見を十分聞いたのでありますて、その後若干反対をされる向きもあり、そういう文書もわれわれはいただいたわけであります。ところが、それを見ますと、非常に誤解に基くもの、十分法案を御理解願わずに意見を言われているような向きもありましたので、少くともわれわれは誤解だけは解く必要があるのじやないかといふような意味合いでも、もし誤解に基いていろいろ御発言をしていただくといふことになるところも困りますので、そういう意味をもちまして、單なる説明に伺つただけでございます。

○近藤信一君 いつまで議論していくと水かけ論になりますから、私はやめますけれども、少くとも参考人を当委

員会に呼んで参考意見を聞くところとしておるそのやさきに、通産省からそういう参考人のところへ出向いて、そしていろいろと、それは誤解を解くためか何かは知りませんけれども、意見を述べるということは、審議上の上においても、これはそれを誤解を招くし、いろいろと混乱を生ずると、私どもはそう考えますが、そういう点厳重に今後は一つ注意してもらいたいと私は意見を述べておきます。

られた人の言葉の通りであれば、はなはだ残念だと思つております。今、通商局長は、ただ単純に法案の説明を行つただけであるというお話しであれば私も安心します。前にも文教委員会が何かで証人を呼びますときこ、ちらかじらか

で御了解願いまする様に、この輸出入取引の秩序の確立につきまして、まず第一の段階といたしまして、業界の適法な共同行為があり、また業界からの申し出がある。それをいろいろな角度から役所がそういう機関を指定する必要があり、かつ適当と認めるという場合に指定をするわけでありまして、先般の要綱の説明のときにも、申述へましたように、業界の機運がそろいふるに醸成をして参り、現行の輸出調整規定とか、あるいは規制命令といふよりなことでもつてして、なおかつこの業界の秩序が立たないという場合に、はじめて所要の条件を満たす場合に、業界の申し出に基いて指定をするといふことでありますて、役所側が一方的に独断的に指定をするという筋合いのものではないであります。この点は余文をこらん願えども御了解願

○大竹平八郎君 御承知の通り、すでに既設の共販会社の中におきまして、大メークーを中心とした販売会社等に対しましては、従来の例を見まして、も、中小貿易業者といふものは、なかなかこれを直接に買ひ取るということが非常にもすかしいのであります。どうしても、窓口商社を介さなければ買ひ取ることができなかつたといふようなことが、従来でもしばしばあるわけであります。が、そういう点がさらにつ度の指定機関によつて法的な裏づけがあるといふことになりますといふと、その問題といふものが私は一そく深刻になるのじやないか、これは私どものあるいは心配しあげかもしませんけれども、あらん、そういう精神でもつて慎重に運用したいといふふうに考えております。

が、そういうふうな観点もありまして、われわれはこれを法律の網をかぶせることによって、公正に指導監督をしてよいうというのが、今度の法のねらいでございまして、今度のこの改正法で指定されました後におきましては、今御指摘のようなそりゃへんばな取扱いのないようには、もちろんなることと思ひます。が、役所も十分監督をいたしたいと、いろいろふうに考えております。

○大竹平八郎君 輸出入取引法に基いてすでにきておりまする日本輸出冷凍鮪販賣株式会社あるいは日本自転車輸出振興株式会社、まだ幾つかあるのあります。が、まずこの二つを取り上げてお尋ねしたいのです。が、実績について簡単でよろしいのですが、内容を御説明願いたい。同時にこの両者に対して、從来中小貿易業者から特

ち、たしか半分以上程度の人は、ほんとうに過去においてそういう実績を持つておったといらのであります。が、その実績が非常に少い。それくらいの実績では、商売をする実は価値がないというような人もあつたのであります。が、従つてそういう人たちは、実績を譲つてよろしいといふうなことになります。で、大商社に実績を譲られた方もありましたし、また、その小さな実績なりにやつておられる方もあるし、それからまた、小さい実績者同士で譲り受けかなりの単位になつてやつておられる場合もある、大体三つの場合があるんじゃないかと思います。現在のこところは、マグロ・カン詰につきましては、輸出業界におきましては、大企業も、中小商社の間におきましても、何ら磨擦なく円滑に動いておるというふうに了解しております。

講解をしており、まだある点においては非常に正しい反対意見を述べられております。これは先般参考人からいろいろこの点について陳述があつたわけであります。要するに輸出入取引の秩序確立、それから業界の過当競争、ダンピング防止、こういうことが本案のねらいなんですが、しかし、従来いろいろの状況から見まして、どうしてもメーカー、大商社の強きるもとに、占領下の公團的な色彩が出来やすいのですが、こういう点につきまして、よほど慎重に厳重にやつていただきないと、過去にもしばしばこういう問題があつたのであります。この点について大臣はいかにお考そになられておりますか、お伺いしたいのであります。

えますように、どつかかといふと、や
り窮屈すぎるほどのいろいろの条件な
り、基準を掲げているような次第であ
ります。そういうふうに非常な慎重な
判断をし、いろいろな条件を満たす場
合に、初めてこの指定機関といふもの
ができるわけでありますし、できまし
た後につきましては、大企業だけの利
益に走つて中小企業の利益を圧迫する
ことのないよう、十分監督を加える
ような規定を設けているわけであります
。輸出入取引審議会の審議を経て所
要の政令も制定することになつております
ましく、今、先生が御指摘のような心
配を、われわれもこの法案を書きます
場合に同様に持つたわけであります。
そういうことのないふうに、十分条文
の上でも配慮したつもりであります。
今後これと連用する場合を乞います。

○政府委員(松尾泰一郎君) 従来は、この買取りまたは販売機関につきまして、何ら監督の規定がなかつたがために、今、先生が御指摘のような若干弊害の面もあつて思つてござつます。ですが、この点に関しましては、十分一つ御注意を願ひまして、特にこの指定機関の設置についてなのりますが、これが、そういう意味で非常に慎重を期することは、当然なのであります。これは特にこの輸出入取引審議会といふだけではなく、この審議会の総合部会といふのが、そのあるはずなのであります。これが賛成を得て、重点的にやつていただくといふことがわれわれ必要になるのじやないかと思うのであります。この点について御意見いかがですか。

別に難の点等について当局が陳情を受けておるかどうか、この点を伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今正確な資料を持ち合せておりませんので、正確にはちょっとお答えができるないのが非常に残念なのであります。マグロ・カン詰につきましては、過去におきましては、この共販機関がたしか磐口商社として五、六社を指定したわけであります。その結果いろいろ問題が起つたわけですが、昨年以来このマグロ・カン詰の輸出組合の方で、組合員の間の協議がまとまりまして、一応大商社も中小の商社も実績主義でいこうということになつたわけであります。たしかその実績業者は四十社といふように記憶をいたしておりますが、ところが、その四十社はつ

ども、そういう憂いがあるわけではありませんが、この点に関しましては、十分一つ御注意を願いまして、特にこの指定機関の設置についてなのあります。が、そういう意味で非常に慎重を期することは当然なのであります。これは特にこの輸出入取引審議会といふだけではなく、この審議会の総合部会といふのが、あるはずなのであります。これがの賛成を得て、重点的にやついていただくといふことがわれわれ必要になるのじやないかと思うのであります。この点について御意見いかがでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 従来は、この買取りまたは販売機関につきまして、何ら監督の規定がなかつたがために、今、先生が御指摘のような若干弊害の面もあつたかと思うのであります。が、そういうふうな観点もありまして、われわれはこれを法律の網をかぶせるることによつて、公正に指導監督をしてよろしいというの、が、今度の法のねらいでございまして、今度のこの改正法で指定されました後におきましては、今御指摘のようならうへんばな取扱いのないようには、もちろんなることと思ひます。が、役所も十分監督をいたしたいと、こういふふうに考えております。

○大竹平八郎君 輸出入取引法に基いてすでにきております日本輸出冷凍鮪販賣株式会社あるいは日本自転車輸出振興株式会社、まだ幾つかあるのあります。が、まずこの二つを取り上げてお尋ねしたいのですが、実績について簡単でよろしいのですが、内容を御説明願いたい。同時にこの両者に対して、從来中小貿易業者から特

○政府委員(松尾泰一郎君) 今正確な資料を持ち合せておりませんので、正確にはちょっとお答えができないのが非常に残念なのであります。マログ・カン詰につきましては、過去におきましては、この共販機関がたしか窓口商社として五、六社を指定したわけであります。その結果いろいろ問題が起つたわけですが、昨年以来このマログ・カン詰の輸出組合の方で、組合員の間の協議がまとまりまして、一応大商社も中小の商社も実績主義でいこうということになつたわけであります。たしかその実績業者は四十五社といふふうに記憶をいたしておりますが、ところが、その四十社のうち、たしか半分以上程度の人は、ほんとうに過去においてそういう実績を持つておつたというのであります。その実績が非常に少い。それくらいの実績では、商売をやる実は価値もないというような人もあつたのであります。が、従つてそういう人たちは、実績を譲つてよろしいといふふうなことになりました。大商社に実績を譲られた方もありましたし、また、その小さな実績なりにやつておられる方もあるし、それからまた、小さい実績者同士で譲り受けでかなりの単位になつてやつておられる場合もある、大体三つの場合があるんじゃないかと思います。現在のこところは、マログ・カン詰につきましては、輸出業界におきましては、大企業も、中小商社の間におきましても、何ら摩擦なく円滑に動いておるというふうに了解しております。

私自身何ら苦情を受けたことはございません。それからただいま鮭鱗カン詰の方についてはちょっとはつきり記憶をいたしておりませんので、申しわけ

○大竹平八郎君 本案に関連をいたしまして大臣にお尋ねいたしたいと思ふのであります、参考人並びに各委員からの陳述、並びに質問等を聞いておられますと、官僚的統制にならないよう

金が二十八年の十月には一かご千七百八十三円であったといふものが、昨年全莢連というようなものが突如として出で参りまして、これが入札制に変えられて、差益金が実に一かごのバナナに対しまして四千百八十五円といふ、べらぼうな値段になつたわけなのであります。これらは、たしか円換算いたしますとバナナは一かご三千三百円になるのであります。それ以上の差益金を取つておるということは、日本のようなもうこういう国際収支もきわめてよくいつておる政府のやり方として、差益金制度自体といふものが、われわれはとるべきではないとう思ひます。ことにいわんや、その元値以上のものをこれをしほり上げる、と言ふと語弊がありますが、しほり上げておるということは、大きな国としの立場からいつて、決して私は感心すべきものじらないと思うのであります。まあ幸いにして、同じ昨年の中に、おいて御反省をされたのであります。が、輸入業者のいわゆる実績制度に變つて、値段もだいぶ下つたのであります。それでも二千八百六十二円といふような差益金を取つておるのであります。これはまあ具体的な一つの例なのであります。こういう問題につきまして、できれば大臣の今後のお考えを伺いたいと思います。

事態が正常に復帰いたしますれば、で
きるだけ早くやめるべきものだと、わ
れわれは確信をいたしております。と
ころが遺憾ながら、現在こういう不急
不要物資につきまして輸入の制限をい
たしております結果、やむを得ず輸入
に伴う不当な差益が発生するといふこ
とで、それを放置いたしておきます
と、割当事務にいたしましても、ある
いはその申請額の激増とかいうような
面もありますて、いろいろな問題が発
生いたしますので、現状からこれは判
断いたしまするならば、ある程度の差
益を国家に納める方が、かえつてこう
いう取引の秩序という点から見ると、
健全なやり方ではないか、こういうこ
とでやむを得ざる次善策としてとられ
ておるような次第でありますて、やり
方につきましては、先生が今言われま
したよな入札制のやり方もあります
し、あるいは定額制というふうなやり
方もあるわけありますが、われわれ
といたしましては、事務的には入札制
の方が非常に行政事務としては簡単な
んでありますが、また、それには今先
生の言われましたような弊害も伴う、
まあ大部分のものにつきましては大体
定額制を、定額差益徴収制度と申しま
すかというようなものをとつておるの
であります。今後の運用につきまして
は、十分慎重に配慮していきたいとこ
う思つております。

に廃止をすることができないければ、せっかく差益金によつて得た金額なんかあります。が、財政投融資といよりか、むしろ、この通産省関係の貿易振興といふようなものに大いに使つてもらう方が、何といいますか、一般の業者の意気込みといいますか、また考え方といいますか、どうこと、非常にマッチするんじやないか、こういうふうに考へているのであります。が、この一点をお伺いいたしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) かねてわれわれの申しておりますのと同じような点を御指摘願いまして、非常に心強く思つわけあります。われわれとしては、えらく努力をいたしまして差益を徴収いたしておりますので、できればこれを貿易振興費に回してもらいたいという気持は持つておるのであります。が、国全体の財政の都合もありまして、今言われましたような財政投融資の方に回つておりますが、しかし、まあ率直に申し上げますならば、われわれもこういう努力をしているんだから、少しは一般会計からの貿易振興費もふやしてもらいたいというふうな要求もいたしまして、ことしの貿易振興の予算も、御存じのように若干ふやしてもらつたよくな次第であります。まあ、それがすぐそのまま貿易振興費には回つておりますが、若干をうメリットも考慮されているのではないかと考えております。われわれとしては、先生の言われると全く同感であります。が、まあ全体の財政の関係からいまして、あま

○加藤正人君 一点だけ……。指定機関のことについては、ただいま御質問がありました。そのことに対する今の質問に対して御答弁があつたのであります。みなこれについていろいろな心配を有つておられるることを陳述されたのであります。が、精神といったしましては全然同感でござります。

○加藤正人君 一點だけ……。指定機関のことについては、ただいま御質問がありました。そのことに対する今の質問に対して御答弁があつたのであります。が、精神といったしましては全然同感でござります。

ういうふうに処置するか、あらかじめそれを伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) ごもつとをござん願いますればおわかり願えることだと思いますが、今度の指定機関の指定ということにつきましては、まず前提といたしまして、生産業者または輸出業者の適法な共同行為といふものが前提になつておるのであります。従いまして先生の御指摘のようないかどんの場合は、もうその共同行為が必要でなくなつたという場合に該當するのではないかと思うのであります。もちろん、そういう場合にはおきましては、われわれといたしましてはその指定する必要性をもう認めないわけであります。従つて、一たん指定をいたしております機関も、その指定の取り消しといふことは当然いたさなければならぬわけでありますし、またかりに共同行為がありましたても、この条文で書いておられますように、「輸出貿易の健全な発展に対しても著しい支障を除去するため」に必要があるという、その必要性が薄いだ場合におきましては、当然指定を取り消していくべきであるというふうに考えております。

○政府委員(松尾泰一郎君)　この指定機関の指定につきましては、政令でいたすことにしてはなつております。従いまして今申し上げましたような事情が變つて、その必要がなくなつたといふ場合には、当然政令を改正するなり、政令を廃止するなりということになりますので、ここに法律上はつきり書かなくとも、当然やれるという解釈をしておるわけであります。

○阿見枝義君　輸入組合についてお話をうながす
ねたいと思うのですが、まあ、今度の改正は輸入協定の条件を拡充することとも、僕は一つのねらいであらうと思つております。なおまた、アウトサイダーの規制を輸入組合にも行わせるようになつておるが、輸入組合といつもののは一つもない。どういうわけで輸入組合ができるのか、先ほど大竹委員からバナナの問題も出ましたが、輸入業者といふものは非常にもうかつてしまふのがない。だから輸入組合はできないのではないかという意見も出ておるが、どういふ意見も出でます。それがどういふうでありますか、輸入組合が一つもできない。輸入組合は三十四組合もできておつて、輸入組合といふものは現ままだ一つもない。それはどういふ理由か、その点を一つお聞かせ願いたいと思います。

者がそういう締結し得る場合は、非常に限定されておりますところが一つと、それから輸出と違いまして、輸入の方は貿易の体制が為替管理制度下に行われております。それともう一つの原因として考えられますのは、輸出組合などから、実は輸入組合の設立が非常におくれておるのは、御承知の通りなんであります。それともう一つの原因为どうして輸入組合はこの施設事業というか、海外で調査をしたり、宣伝をしたりといふような事務が、輸出組合ほど必要でない、輸出組合ならば、そういう統制事務はなくとも、いろいろな施設事業の必要がいろいろあるわけであります。輸入組合の方はどうちかといふと、そういう施設事業を目的的に、そういう組合を作るよりも、業者間のやはり統制をやるという場合の方が多いのであります。その統制をやり得る範囲が、先ほど申しましたように、現行法では非常に限定をされておりまして、まあ今の工業埠の例でもあげられましたが、かりに工業埠につきまして過当競争の結果、国内に非常な不利益を与えていたということはつきり認められない限りは、ここできりに組合ができましても、組合員内部の調整規定ができるない建前になってしまいます。従いまして、組合がかりにあつた場合には、その事態に該当する場合に

規定というようなものができるわけであります。従いまして今回の改正を願いました後におきましては、われわれは輸入組合がかなりてきて参るだろう。輸入秩序の確立のために必要な商品については、やはり輸入組合の設立が望ましいのではないかといふうに考えておるような次第であります。

○阿具根登君　輸出組合はこれは三十四もできておる、いわゆるダン・ピンクその他も非常に警戒されておる。ところが、輸入組合は非常に競争はやっておるけれども、これは全部国民に対する負担になつておる。輸入業者で損をしておるものはおらない、そういう点から考えていくならば、これこそも少し組合を強化すべきじゃないか、組合を作るようしなむるべきではないか、逆に政府の方が輸入組合はできないのだ、形だけは輸出組合、輸入組合、輸出入組合とはつきりこうしたつておりながら、輸入組合は全然姿もないのである。そうしてやはり業者はどうかというと、もうけるために血の出るような競争をやつておる、そしてそのしわ寄せは全部国民に来ておる。そういうことになるならば、政府の方があもつと積極的に輸入組合を作るよう指導すべきじゃないかと私は思うのですが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(松尾泰一郎君)　ただいま申し上げましたように、現行法によりますと、輸入組合がかりにできませんが、今、先生の御指摘のような事態をこれは矯正するための措置をとることが、非常にむづかしくなつておるのあります。それで、輸入組合もせつ

かく皆さま作りましても、何も仕事
ができる組合なら作らぬでよかるうと
いうことで、実はできていないのであ
りますが、今回のこの改正を願いまし
たあとにおきましては、輸入組合を
作つて、いろいろなそういう組合員同
士の過当競争を防止するような十分な
措置をとることになる。従いまして、
私は改正後は組合もできて参ると思い
ますし、必要あるものならば、われわ
れも指導して参りたい、こういふう
に考えております。

○阿見根登君 次に、輸出入組合につ
いてお尋ねしたいと思います。これ
また輸出入組合というのは、中国関係
でたつた一つしかない。しかも中国と
は貿易は制限されておつて、正常な貿
易のルートに乗つておらないといふと
きに、こういう法律によつて輸出入組
合まで規制しなければならない、包含
しなければならないということは早過
ぎるじやないかといふ参考人の強い意
見もあつたと思いますが、これに対し
ては、どういふうにお考えになりま
すか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この現在
の日中輸出入組合の仕事のやりとりか
ら言いますれば、これは先生の言われ
ましたように、やや時期尚早といふこ
とも私は言えるかとも思うのであります
が、しかしながら、今後日中輸出入
組合が、日中貿易が健全に発達するこ
とに起りました場合に、日中組合だから
も、輸入面につきましても、他の条項
で規定しておりますような事態がかり
もないのじやないか、われわれはこの
輸出組合、あるいは輸入組合に関する

規定をこの際改正願う際に、必要が起つた場合には、この輸出入組合におきましても、そういうことのできる体制にしておく方がいいのじゃないかということで、確かに現在の日中輸出入組合につきましては、すぐ政府の事務を一部組合にやらせる事態ではございませんが、法の建前なり順序から申しまして、輸出組合、輸入組合には政府の事務の一部をさせるが、輸出入組合にはさせないのだと言う必要もなかろうということと、この法律で存在しておられます輸出組合、輸入組合、輸出入組合、いすれも政府の事務を一部処理させることにいたしたわけであります。もちろん、この政府の事務を一部処理させると申しましても、やぶかる特權にはやらないのであります。まあ設定も、三分の二の多数の議決を要し、統制していくこうという、いわゆる調整規定の設定ということが、まず必要になるわけであります。その調整規定の設定も、三つの二の多数の議決を要します。いわゆる総会の特別決議といふもので、その組合の調整規定が設定されるわけであります。ところが、組合の多数意思によつてできた調整規定も、アウトサイダーがあるためにうまく動かない、ということと、組合から申し出があつたときに、初めてアウトサイダー規制の調整規制命令といふものが出来るわけであります。その規制命令を出したしました場合に、現行法ならば通産大臣がみずからアウトサイダーに対して承認等の行為をいたすのであります

日中輸出入組合もまた健全に成長して参り、いつた場合に、組合員の多数意思をもちまして、そういう組合内部でそいだ調整規定を作り、アウトサイダーの規制を一つしてくれと、いうふうな事態が、かりに起きた場合に、お前の組合だけはやさぬぞというのは、いささか片手落ぢやないかということで、先ほど申しましたように輸出組合、輸入組合、輸出入組合も同様の方法になつております。しかしながら、今の日中輸出入組合の体制からいまして、まだみずから調整規定を作り、アウトサイダーの規制命令を要請するといふような切迫した事態にはなつていないのであります。ことしばらくは、もちろんこの規定はすぐに動かないとは思いますが、かりに将来そういう事態が来た場合に、そういう必要も起つてくるのではないかということで、こういう規定を挿入したわけであります。

日中貿易は、比較的中小企業で行われておるわけであります。大企業がかりに出でて参るとしても、今後の問題じやないかと思ひます。従つて非常に平たく議論を申し上げますならば、今中小企業が、中小の業者が大部分メンバーになつております日中輸出入組合で、早回しにそりう調整規定をやる、アウトサイダーの規制命令を発動すれば、かえつて中小の利益の保護になるのではないかという見方もあるわけであります。ところが、お互の利害もありますして、いや、これからもう一つ新しい商品にも手出しをしたい。まだ、商品別に見ますると、そういう調整をするほどの段階に立ち至つていいと言わることも、私ごもつともと思います。従いまして組合で現在いろいろの意見が分れておりますが、いろいろの各業者の思惑から行われておるわけでありますて、われわれとしては、先ほども申したように業界のそういう気運が醸成し、みずから総会の特別決議でもつて、といふことなつて、初めて先ほどの規定が動くことは、組合員の大多数がその必要を認め、調整規定を作り、アウトサイダーも一つ何とかしてくれといふことになつて、初めて先ほどの規定が動くことになるわけであります。業者がこういう必要を認められなければ、この規定は動かないわけであります。かりに、そんならそういう必要を組合が認めてきた場合に、大企業と中小企業の利害はどうなるかということでありますが、御存じのように今の輸出入組合でも、輸入組合でも、輸出組合でもそろであります。加入も脱退も自由であります。それから議決権も戦前とは違いまして、大企業も中小企業も議決

業の利益に反するということであるな
り、権は同様に一個になつておるのであります。従いまして大体ああいう組合
といふものは、中小企業の方が数が多
いわけであります。従いまして中小企
業の利益に反するということであるな
らば、もう組合では、その議がまとま
らないのであります。従いましてわ
れわれとしては組合でそういう三分の
二の議決ができるという場合には、こ
れはもちろん若干のアウトサイダーも
予想されますがけれども、その関係の
貿易業者等の相当多数の意思が、そ
ういうことを望んでおられると判断
していいのじやないかといふように
考えるわけでござります。今申します
は組合の大部分が中小企業であるとい
うことでありますので、かりにその議
決があるということならば、中小企業
が多く持つておつたという場合もござ
いますが、これは御存じのように、現在
すように、昔ならば大企業が議決権を
多く持つておつたという場合もござ
いますが、これは御存じのように、現在
は組合の大部分が中小企業であるとい
うことでありますので、かりにその議
決があるということならば、中小企業
が多く持つておつたということになつて
くる場合を予想しております。従いま
してそういう場合は、アウトサイダー一
の規制命令の必要も起つて参りましょ
うし、また、その場合に組合から申し
入れがあつた場合に、國の事務の一都
をやつしていくたゞくといふのも、自然の
行き方じやないか。決してこの法律の
意図するものは大企業、中小企業の競
争は起らなゐのではないか。どちかが
といふと、一、二の大企業から見ると、
中小企業に引きずられて、一緒に入っ
ても何も利益がないといふ非難を比較
的われわれは聞かされております。船
頭が多くて動きが悪いといふ非難は聞
かれておるのであります。中小企業
の方面から、いろいろ心配はあるので

あります。私はその点はまさしく誤解であり、今の組合の実態から見まして、そういうことのあり得ないような体制に、実情もそうありますし、法の組み方もそういうふうになつておるわけであります。この調整事務の一部を組合にやらせる結果、大企業が專横をきわめるというようなことは、絶対起きもしませんし、私はそういう心配を單なる杞憂じゃないかというように考えております。

だといふやうなことを甚大解釈され、次々に役員を首切られたのでは、これは統制と言わっても、政府の意思通り動かすのだと言わざるが、この役員の解任の問題について、どういうようにお考へになつてゐるか。
○政府委員(松尾泰一郎君) 解任がで
きるということにいたしましたのは、法のバランスという建前からであります。して、事いやしくも、國の行政事務を、関係の組合に処理していくべく以上は、その役員の事務を不當に処理したたり、また、役員たるに適しない非行をした場合に、解任することができるといふことであります。事務の処理の対象になる、いわば統制をされる側の利益といふことも、法の建前としては十分に考えなければならぬということによつて、いやしくも國の事務を実施するものが、そういう悪いことをした場合には、それをやめさせるということによつて、その統制をされる側の利益を保護をするという見解に実は立つてゐるわけでありまして、決してこれをみだりに乱用して首を切るとかいふやうなことは、私は現実問題としてはあり得ないものであります。従いまして、御存じのように、今までの輸出組合は任意設立でありまして、業界の意思でもつてできておる組合であります。みんな業界から選出をされたりつぱな人が出ておられるのであります。従いまして、まあいわば伝家の宝刀的な意味合いから、こういう解任権を持とうといふことだけでありまして、もちろん、その場合におきまして、聴聞会を開いて十分議論を尽した

後によるとかいろいろな所要の規定もあることは、御存じの通りであります。まあ、役員といふものの生い立ちから見まして、今、先生の御指摘のようないふ心配は率直に申しますて、相憂しやないかと思いますと、われわれがそういうことをやろうとしても、やれない。また、そういうことは、今の業界の実情からいいますと、考えられることじやないかと思うであります。従つてまあ、業界役員はそういう事務を不當に処理されるとか、非行があるということも、ほとんどなかろうと思うであります。まあ、先ほど申しますように、統制される側の身になつても考えなければならんという、法の均衡という、ただそういう法理の建前からこういう条項を入れたよな次第であります。

○政府委員(松尾泰一郎君)　この場合に於ける役員の解任といいますのは、いわゆる役員の人事権に関するような解任ではないことは御存じの通りであります。いやしくも、国の行政事務の一部を担当願うわけでありますから、従つて役所としては、その事務をしていかなければ、これは当然その組織内部で自律的に規制があり、そういう工合の悪い役員は、当然次の改選期にはなろうと思うであります。繰り返して申し上げて恐縮でありますが、國の事務を一部新しくしていただく以上は、その國の事務の統制を受ける側の立場から見て、そういう保護的な規定が必要ではないかという判断に基いておるのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど由しましたように、輸出組合にしましてお
も、今後できます輸入組合にいたしまして、業界からいろいろそういう議が起
きてこういう組合を作ろうというのでも、彼ら同士の間で役員が選ばれていいま
で、くわけであります。従つて、それについては政府は何ら関与もしておりますまい
んし、また、私はすべきではないと、思つておる。ところが、その国の事務局
を取り扱わせるとたんに、役員としてこういう資格を要請すると、かくかく思
いとかいうようなことは、実際問題としてそれは非常にむずかしいことであ
り、かえつて組合の自主的な、また自律的な秩序を乱すことになるんじゃな
いかということで、一応できたものを改善なりと認めて、國の事務を委任する
と、その結果万一こういう非行があつた場合に解任するということでありま
して、事前に組合の役員の資格をきめておくことは、私はかえつて組合の自
主性を阻害はせぬかといふうに私は考えておるのであります。これは議論にな
る点かと思ひますが、現実問題として、自然発生的にできました組合を、行政事務を委任するに当つて、特にそのとだんから役員の資格についてある一定の条件を課すとくらゐは、これは実際問題としてむずかしいぢや
ないかといふふうに考えております。

れはどこの組合でもできるであらう。それは常識であるうと思つのです。そういうふうに役員に値しない非行組合をした人、その途中であつたことを指摘されておるかも知れないけれども、そういう人を組合自体が置いておくと、いうことが考えられるかどうか、このことなんですね。組合自体が大臣から首を切られるまでじつとして見ておるような、そういう組合であるかどうか。組合であればあるほど、もっと嚴重なことなんですね。役員といふものに対する考え方は持つておる、私はかように思うのです。こちらから言えば自主性を阻害するんだとおつしやるし、また、今の答弁を聞いておると、自主性は信用しないのだ、任意組合といえども、国の事務を管理するならば、国がその責任の範囲を持つておるんだと、矛盾した言葉になつてきはしないかと思うのですが、それからまた、長くなりますが先に進みますが、その先に参りますと、もうした場合、苦情があつた場合、これまた苦情の処理は首を切つた通産大臣がやるようになつておる。聴聞会もあるようになつておりますけれども、それにしてもいずれにしても、その権限を持っておるものには通産大臣である。通産大臣がこれは役員に適しない非行為をやつたんだとして首を切つて、今度はこの人が、いや、そうではありますまん、再審議願いますと言つてきて、これを再審議するのは通産大臣であるとするならば、これはただ書いてあるだけであつて、何にも役員に対する恩いやりといふか、それはない。國が思ふように役員はかえられると、こういふ結論になると思うのですが、そこまで御説明願います。

は世の常でありますて、再審査とか、レビューということはもちろんあるわけでありまして、同じ大臣がやるから全然価値がないとも言えないのではないか。しかし、大臣はその前の聴聞会によつて利害関係人の声、特にその当該役員の意見を、もちろん十分に聞いてやるわけでありますので、私は個人的な意見としては、あまり不服といふような段階には行かないのではないかというふうにも考へております。なお、先ほど来申しておりますように、これは法理論上のバランスの規定でありますて、決してこれをむやみに発動するということは實際はあり得ないことを、今申しますよ、よりなバランスと、アウェトサイダーの利益保護というよな観点から見た、まあ伝家の宝刀的なものであつて、それがむやみやたらと発動されることは、実際問題として、われわれも予想しておりません。また、そういうことがあってもいけないと考へております。

を作りました場合におきましては、申し上げるまでもなく規制命令を出しします場合には、当然この輸出入審議会にあります。規制命令と聞いておるわけであります。規制命令といたのは、いわゆる政府と業者との間を規定する規制命令であります。その場合には、当然その輸出入審議会にかけて、慎重を期するといふことになります。関係上、そういう慎重な手続を経た規制命令の事務を今度組合当局にやらせるといふことでありますと、それは言いがえてみますと、役所と組合との間の行為になります。従いまして、それは事前の行為について輸出入取引審議会の議を経てやっているのだから、それほどの必要はないじゃないか。通産大臣が必ずからやるか、組合をしてやらせるかというだけの差だから、まあそこまでの必要はなからうといふ建前でできてるわけであります。もちろん、その場合は組合の申し出によつてやるわけでもありますと、その必要はなからうといふことであります。もし、なお慎重の上にも慎重を期せよといふことでありますれば、取引審議会にわれわれとしては事実上かけてからうかと思つております。また、当然規制命令を出す場合には、これは関係の組合はどこだ。それは関係組合に事務をやつてもらうのかやつてもらわないと、そういう相談事も一緒にできるといふふうな便宜もありまして、法体系としては、われわれとしては、まあ必要なからう、こういろいろに考えておられます。

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め下さい。

はかに御発言もなければ、質疑は起きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議がな

と認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、贊否を明確にしてお述べを願います。

なお、委員長の手元に、近藤信一君、古池信三君、豊田雅蔵君及び大竹八郎君の連名をもちまして、各派共同提案の形で、修正案及び付帯決議案が提出されております。本修正意見または付帯決議の御意見は、討論中に述べを願います。

○近藤信一君 私は、日本社会党を代表して、本法案の一部を修正し、かつ付帯決議を付することを条件として、賛成するものであります。

まず、修正案でありますが、これは各派共同提案でありまして、修正全文はお手元に配付してあるので、朗読は省略して、そのまま速記録に御掲載いたいのであります。

この修正の趣旨を御説明申し上げますと、第一点は、原案、すなわち政案第三十二条の二に関するものでありますて、原案では輸出組合等にアウトサイダー規制の事務処理の一部を取り扱わせる場合に、その組合の役員が事務を不当に処理した場合等のことがあれば、この役員を解任することができる規定になつてゐるのであります。その理由の中に、「役員たるに適しま

い非行」というような、明確を欠いていたのがあり、この解任権が乱用される官僚統制の色彩を濃くする心配があるのであります。そこでこの点を若干正して、政府の心得ることは、解任の勧告程度にとどめ、実際の解任はこれを組合の総会によつてとし、民的に実施させることとし、そうして当なる理由のない限り、組合は解任なければならないということにしたのであります。これに伴い、第三十条第一項にも所要の修正を加えるにいたしました。

第二点は、同じくこの第三十二条にに関するものであります。が、修正文としては第三十七条になります。の第三十七条は、通産大臣が輸出入引審議会に対し諮問しなければならない事項を列挙してある条文であります。が、の中に、第三十二条の二を加ることとし、前に申し上げたアウトサイダー規制命令に関する事務の一部組合に処理させる場合に関する政令についても、他の多くの政令、省令と様に、輸出入取引審議会に諮問して広く各方面の意見を聞いた上で、慎重にこの政令を制定させようとするものであります。

以上が修正案の要旨であります。このように修正しても、なお本法の適用が、中小商社、中小企業者等に悪影響を及ぼす危険なしとしないので、はり共同提案として、附帯決議を付することといたしたいのであります。その案文を朗読いたします。

輸出入取引法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に當つては、特次の諸点を注意すべきである。

にすすや影運、の重、同にをさえすな取こと條のと八いし正主、任修る、も

かどうか。これは国家が試験をして、しかもこういふ称号を与える。P.R.だけつこうですけれども、まず自分の所管内にある、こういふ技術者に対しても、しかもこういふ国家試験を受けてこれに通らない人は、今まで技術者といつていても、その人たちとも大きな開きがこれに出でてきたということになれば、國家が使っておるそりやう人たちに対しては、何らかの優遇策を考えられるかどうか、その点をお聞きいたします。

○政府委員(秋田大助君) 技術官吏がこういふ試験を受けられることは当然でございますが、官吏の職を奉ぜられておられる以上は、登録まで済んでな

○政府委員(秋田大助君) ただそれだけは差し上げることができます。しかしな

がら、試験に合格をしているという合

格証だけは差し上げることができます。また、これ

健全な実施によりまして、わが国の

それが趣旨ではないのでござります。

よりまして、特別に優遇措置をこれに

よつて講ぜられるかと申しますと、直

接は講ぜられないと思ひます。また、

この試験を受けられて、通過したこと

は日本国内における大は原子力か

が、そういうものの指導をさせるん

だ、これだけですか。

○政府委員(秋田大助君) ただそれだけとは言ひきれないと思ひます。こう

いう制度が確立をされば、お

そらくだんだんと技術士を利用される

方がふえて参り、またふやしてくるこ

とが、この法の企図するところでござ

ります。従いまして、そういう技術者

が御商売がそれだけ繁盛してくるわけ

でござります。それはやはり技術者一

般に対する刺激ともなりましよう。ま

た、東南アジア等へのプラント輸出の

進出等につきまして、やはり公認の技

術士といふもののお名前が使えること

が、非常にプラント輸出、貿易の振興

に相当関係があるということを、現在

技術士会に属しておられたそりやう方

に重点があるかと思われます。技術

者一般の優遇あるいは国家公務員であ

られる技術關係の方、研究員であられ

る方に対する待遇の改善、優遇の措置

につきましては、先般の公務員の給与改

訂の際にも、ある程度の改善をいたし

たと同時に、ことに規定の実施運用に

ます。

ついて、從來政府としては非常に注意をして、運用を誤りなくしたい、こ

う考えておる次第でありまして、今日

でもまた技術官吏においては、研究

職員等の待遇改善において、いろいろ

と打ち合せ等もいたしておるような次

第でござります。

○阿具根登君 そうしますと、技術士

その人に対しては何の恩恵もなくて、

ただこういふ名称を冠せただけで

あつて、そうしてこういふ名称を冠し

て、諸外国に対する技術の提携あるい

の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さように決定いたしました。

それから本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見署名

近藤 信一 藤田 進

阿貝根 登

大竹平八郎

小西 英雄

青柳 秀夫

高橋 勝

後藤 義隆

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和

加藤 正人

古池 信三

西川勝平治

高橋進太郎

豊田 雅孝

小幡 治和